

介護予防通所介護相当サービス

運営規程

彦根市南デイサービスセンター

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ホームスイートホームが開設する彦根市南デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防通所介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態にある高齢者もしくは事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、「彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成29年3月27日告示47号)」および関係法令等を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 彦根市南デイサービスセンター
- ② 所在地 彦根市田原町13番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 常勤1人。管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 生活相談員 指定介護予防通所介護相当サービスを提供する日ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たるものに限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とする。生活相談員は利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- ③ 看護職員 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数とする。看護職員

は利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- ④ 介護職員 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たるものに限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が、次の(1)または(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該(1)または(2)に定める数以上確保されるために必要な数とし、当該指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに常時1人以上従事させることとする。

(1) 15人以下 1人

(2) 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

介護職員は利用者の入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

- ⑤ 機能訓練指導員 1人以上。機能訓練指導員は利用者が可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間は午前9時30分から午後4時40分までとする。

(指定介護予防通所介護相当サービス利用定員)

第6条 指定介護予防通所介護相当サービス利用定員は次のとおりとする。

1単位 25名

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 日常生活上の世話
- ③ 入浴(一般浴)
- ④ 日常生活動作の機能訓練、レクリエーション
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 介護予防通所介護計画書の作成
- ⑦ 生活指導(相談・援助等)
- ⑧ 送迎

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防通所介護相当サービスに要した送迎の費

用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり15円を徴収する。

- 3 食費は、800円を徴収する。
- 4 当日のキャンセル料は食費分800円を徴収する。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではない。
- 5 入浴代は、500円を徴収する。(希望者のみ)
- 6 おむつ代は、実費相当額を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、介護予防通所介護相当サービスの提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、介護者および介護支援専門員等へ連絡し、必要に応じて救急搬送または早退および受診依頼等の適切な措置を講じ、管理者に報告する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、彦根市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- ① サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては入浴サービス等を中止する場合がある事。
- ② 利用者が当日に欠席をする場合には、前日の午後5時までに事業所に連絡をしていただく事。
- ③ サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等がみられた場合、利用の中止をしていただく事がある事。

(苦情処理)

第11条 指定介護予防通所介護相当サービス等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定介護予防通所介護相当サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定介護予防通所介護相当サービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定介護予防通所介護相当サービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 非常災害発生の際は、事業が継続できるよう他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備ならびに飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、および衛生上必要な措置を講じることとする。

2 事業者は、介護予防通所相当サービス事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ホームスイートホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日改定する。

この規程は、令和3年12月1日改定する。

この規程は、令和7年3月1日改定する

この規程は、令和7年9月1日改定する